



産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月26日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市東深芝18番地

氏 名 DIC株式会社 鹿島工場

工 場 長 神門伸昭

電話番号 0299-93-8116

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	DIC株式会社 鹿島工場
事業場の所在地	茨城県神栖市東深芝18番地
計画期間	令和 6年4月1日～令和 7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	16 化学工業
②事業の規模	17, 872t (2024年1月～12月生産量予算)
③従業員数	359人 (2024年5月1日付け人員)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>燃え殻 汚泥 廃油 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 纖維くず 金属くず ガラスくず コンクリートくず及び陶磁器くず</p> <p>中間処理業者、再生処理業者などに委託して、焼却処理あるいは再生利用。</p>

(日本工業規格 A列4番)



(第2面)-1

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項：別紙参照

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項：別紙参照

①現状	【前年度（2023年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t
	(今後実施する予定の取組) ・有償化による廃棄物の削減	

産業廃棄物の分別に関する事項：別紙参照

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃フレコンの分別による有償化

商業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



2-2) 管理に関する規程等の整備、教育について

- ①産業廃棄物適正処理に関する規程を整備している(2019年3月27日 改訂施行)

內容概略

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 第1章 | ・総則・用語の定義・適用範囲 |
| 第2章 | ・管理責任者等の責務・従業員の責務・環境保安室の責務・排出記録の作成 |
| 第3章 | ・廃棄物処理の共通事項・特定の職場より個別に排出される産業廃棄物の処理 |

②教育

- ・鹿島工場安全衛生教育スケジュール表に則り、各職場は自職場の実態に即したスケジュールを立案しその中に廃棄物管理規則の教育を織り込んでいる。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記10分類15種に分別し、有価化再利用、熱回収処理を進めている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も分別を継続し、有価化再利用、熱回収処理を進める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（2023年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	無し		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t		t
		(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 無し			
	産業廃棄物の種類	無し		
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t		t
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（2023年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	無し		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t		t
①現状	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	無し		
②計画	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t		t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t		t
		(今後実施する予定の取組)		

(第4面)ー1

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	無し
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 無し	
	産業廃棄物の種類	無し
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項：別紙参照

①現状	【前年度（2023年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	全処理委託量	目標値 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1652.4t t
	再生利用業者への処理委託量	1543.97t t
	認定熱回収業者への処理委託量	1331.13t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	235.18t t
(これまでに実施した取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	無し
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		0 t
②計画	(これまでに実施した取組)	
	【目標】 無し	
③方針	【方針】 無し	
	産業廃棄物の種類	無し
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		0 t
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画	【目標】：別紙参照	
	産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	全処理委託量	1,655 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,061 t
	再生利用業者への処理委託量	1,141 t
	認定熱回収業者への処理委託量	369 t
（今後実施する予定の取組）		
※事務処理欄		

(第5面：別紙) -1

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。